

Q.

当社はリキュールを製造しています。タイ向けに当該商品を輸出したいと考えています。日本とタイはEPA（経済連携協定）を結んでいるので、タイ側での関税はゼロだと聞きました。何か手続きは必要でしょうか？（酒類製造業）

A

日本とタイ間のEPAとして、日タイ経済連携協定（JTEPA）、日ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定があります。どれを利用しても日本から輸出する際には、タイ側で輸入に関する特惠税率が適用されます。ただし適用を望む場合、輸出する品目が事前に相手国の税関においてどのような関税分類番号（HSコード）で判断されるのかを調査しておく必要があるほか、日本商工会議所発行の特定原産地証明書を取得する必要があります。物流会社等への相談が推奨されます。

解説

1. 日本とタイの間のEPA（経済連携協定）等について

日本とタイの間のEPAとして、日タイ経済連携協定（JTEPA）、日ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定があります。

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)